

●科学的助言等対応委員会運営要綱

〔 令和 5 年 1 0 月 2 7 日
日本学術会議第 3 5 7 回幹事会決定 〕

(設置)

第 1 科学的助言等対応委員会（以下「委員会」という。）は、日本学術会議会則第 2 5 条第 1 項に基づく委員会として幹事会に附置する。

(任務)

第 2 委員会は、「意思の表出等の作成手続について」（令和 3 年 1 2 月 2 4 日日本学術会議第 3 2 0 回幹事会決定）の規定に基づき、以下の事項について対応する。

- (1) 部、委員会、分科会又は若手アカデミーから申し出のあった検討課題について助言すること
- (2) 勧告、答申、要望、声明、提言又は回答の案を査読すること
- (3) 見解の案を審議し、承認すること
- (4) 部、委員会（分野別委員会を除く。）又は若手アカデミーが作成する報告の案を審議し、承認すること
- (5) 勧告、要望、声明、提言又は見解に関する事後的な評価の報告を受けること

(組織)

第 3 委員会は、日本学術会議会則第 5 条第 2 号に指定する職務を行う副会長のほか、以下の者をもって組織する。

- (1) 各部の副部長
 - (2) 各部の幹事のうち当該部の部長が指名する者
 - (3) 各部の会員のうち当該部の部長が指名する者（各部からそれぞれ 1 名）
- 2 委員長が必要と認める場合には、分野別委員会委員長その他の者（会員又は連携会員でない者を含む。）の参画を求めることができる。

(設置期限)

第 4 委員会は、令和 8 年 9 月 3 0 日まで置かれるものとする。

(庶務)

第 5 委員会の庶務は、事務局各課・参事官の協力を得て、事務局総合企画調査推進チームにおいて処理する。

(雑則)

第 6 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。